

郡山市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することを目的とする郡山市子育て世代包括支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健師等 母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師及び社会福祉士等をいう。
- (2) 妊産婦等 妊産婦及び乳幼児をいう。
- (3) 関係機関 次に掲げる機関及び団体をいう。

ア 教育、保育、保健その他の子育て支援を提供している機関

イ 児童相談所、保健所等地域における保健、医療、福祉に関する行政機関

ウ 児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、原則として、市内に住所を有する妊産婦、乳幼児及び当該乳幼児の保護者を対象とする。

(実施の場所及び管轄する区域等)

第4条 事業を効果的に実施するため、市内を4つのエリアに分割し、各エリアを総括する拠点を設置するものとする。

2 エリアの名称、事業の実施の場所及び管轄する区域は、次のとおりとする。

エリアの名称	事業の実施の場所	管轄する区域
中央エリア	こども総合支援センター内	旧市内及び富田地区
南部エリア	安積行政センター内	安積地区、三穂田地区、田村地区、中田地区
北部エリア	富久山行政センター内	喜久田地区、日和田地区、富久山地区、西田地区
西部エリア	片平行政センター内	大槻地区、逢瀬地区、片平地区、湖南地区、熱海地区

(職員の配置)

第5条 事業は、保健師等の職員を配置して実施する。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 母子保健、育児等に係る相談に関すること。
- (2) 妊産婦等の状況の把握に関すること。
- (3) 妊産婦及び乳幼児の保護者への情報の提供に関すること。
- (4) 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこと。
- (5) 心身の不調又は育児への不安により手厚い支援を要する者に対する支援プランの策定並びにその効果の評価及び確認に関すること。
- (6) 関係機関との協議の場及びネットワークの構築並びにこれらの活用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援のために

必要なこと。

(関係機関との連携)

第7条 事業の実施に当たっては、関係機関、地域社会等との連携を図り、事業を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。